

青森県報

第三千九百九十九号

平成二十七年
五月二十五日
(月曜日)

目 次

告 示

児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定	(こども)	一
障害福祉サービス事業者の指定	(みらい課)	一
指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出	(障害福祉課)	一
特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生	(同)	二
基本測量の実施	(水産振興課)	二
右 同	(監理課)	二
公共測量の終了	(同)	二
右 同	(同)	二
右 同	(同)	三

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告	(県民生活)	三
大規模小売店舗の変更の届出	(文化課)	三
大規模小売店舗の立地に関する意見の概要	(商工政策課)	三
右 同	(同)	四
右 同	(同)	四
県営土地改良事業計画の決定	(農村整備課)	五
建設業者の許可の取消し	(東青地)	五
右 同	(同)	五
右 同	(同)	六
右 同	(同)	六

告 示

青森県告示第三百七十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

平成二十七年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
かさい糖尿病内科クリニック	八戸市大字田向字冷水二二の二	平成 二七・四・三
長谷川内科胃腸科医院	八戸市大字上徒士町二の一	二七・四・六
訪問看護事業所 共	○弘前市大字清原二丁目一〇の二	二七・四・三

青森県告示第三百八十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十七年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名 称	所在地	指 定 日
指定障害福祉サービス事業者		障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業者		年月日

青森県告示第百八十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があつたので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十七年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

特定非営利活動法人愛心会	弘前市大字松原西三丁目八の九	就労継続支援B型	特定非営利活動法人愛心会	弘前市大字松原西三丁目八の九	平成二十七年五月
--------------	----------------	----------	--------------	----------------	----------

指定障害福祉サービス事業者	名称	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所	廃止年月日
社会福祉法人伸康会	弘前市大字独狐字石田二二の一の一	就労移行支援	就労支援センター平成の家	平成二十七年四月三〇

青森県告示第百八十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十七年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域 区 分
	三 村 申 吾

青森県告示第百八十三号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

下北郡風間浦村大字易国間字大川目四九の三〇	金田一 直文	易国間区域同組合の地区	総トン数十トン未満の漁船により行われる漁業であつて、主としていかつり漁業
下北郡風間浦村大字易国間字新町三二の一	能渡 克久		

青森県告示第百八十四号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 作業種類
基本測量（一等磁気測量）
- 二 作業期間
平成二十七年五月七日から平成二十八年二月二十八日まで
- 三 作業地域

上北郡横浜町

青森県告示第百八十五号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

青森市

二 測量の種類

公共測量（空中写真撮影）

三 測量の期間

平成二十六年五月一日から平成二十七年三月三十一日まで

四 測量の地域

青森市

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十七年五月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人虹の架け橋

三 代表者の氏名

安田 勝位

四 主たる事務所の所在地

三沢市日の出四丁目九四の二三一八

五 定款に記載された目的

この法人は、福祉施設において慰問に関する事業を行うとともに、老人ホームや障害者施設及び児童養護施設の入居者を地域と繋げるために、空き缶及びペットボトルのキャップ収集事業、各種祭りの参加支援事業を行い、「地球環境を改善する」とともに「生き甲斐」を共に考え、行動し、楽しみ、広く社会の公益・地方文化の向上に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

佐藤長新宮店・薬王堂五所川原店

五所川原市字幾世森一七一の一九外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社佐藤長

弘前市大字松森町九三

代表取締役 佐藤浩三

2 株式会社薬王堂

岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第三地割二四二の一

代表取締役 西郷辰弘

た意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
メガ城東北店

弘前市大字城東北四丁目四の一〇

- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
紅屋商事株式会社

青森市新町二丁目五の八

代表取締役 秦勝重

- 三 意見の概要

県の意見なし

- 四 意見書の縦覧

- 1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

- 2 期間

平成二十七年五月二十五日から同年六月二十五日まで

- 3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
カプセーター柏店

つがる市柏上古川八重崎七四の一外

- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
紅屋商事株式会社

青森市新町二丁目五の八

代表取締役 秦勝重

- 三 意見の概要

県の意見なし

- 四 意見書の縦覧

- 1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

- 2 期間

平成二十七年五月二十五日から同年六月二十五日まで

- 3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、つがる市役所にあつては、その執務時間内とする。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、土場川地区の県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業（区画整理）（農業用排水施設整備））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

- 二 縦覧の期間

平成二十七年五月二十六日から同年六月二十二日まで

- 三 縦覧の場所

東北町役場及び七戸町役場

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社エス・ティ・ケー

二 代表者の氏名 齊藤 雅也

三 主たる営業所の所在地 青森市大字安田字近野二六五の一三

四 許可番号 青森県知事許可（般 二五）第一〇〇六七〇号

五 取消年月日 平成二十七年四月二十七日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、建築、大工、とび・土工、石、屋根、管、タイル・レンガ・ブロック、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、塗装、内装仕上、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十六年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社岩本鉄工

二 代表者の氏名 岩本 幸義

三 主たる営業所の所在地 西津軽郡深浦町大字黒崎字小浜一三三

四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第一四九五六号

五 取消年月日 平成二十七年四月二十二日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、石、ほ装、しゅんせつ、塗装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十七年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭